

「相続放棄」以外の選択肢としての 「相続分の放棄」や「相続分の譲渡」

1. 「相続放棄」以外の選択肢としての「相続分の放棄」及び「相続分の譲渡」とは

遠方に居住している疎遠な相続人や、揉めている遺産分割の話し合いから解放されたいと思う人や、被相続人にかなりの債務がある場合などでは「相続放棄」をしたいと考える相続人がいます。

相続放棄をすると、最初から相続人でなかったとみなされます。

しかし、相続放棄の期限は、相続開始があったことを知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述しなければなりません。

このように相続放棄の期限を経過している場合や、相続人の考え方によって、相続放棄以外の以下の方法を選択することができます。

① 相続分の放棄

② 相続分の譲渡

それぞれの内容と活用について見てみましょう。

(1) 相続放棄とは（民938条～940条）

相続放棄とは、被相続人の財産に対する相続権の一切を放棄することです。対象となるのは被相続人のすべての財産であり、預貯金や不動産などのプラスの財産だけでなく、負債などのマイナスの財産も含まれます。

相続放棄をすると、その人は初めから相続人でなかったとみなされます。従って、遺産分割協議にも参加する必要はありません。

また、相続放棄をすることによって、次順位の相続人に相続権が移る場合があります。

相続放棄をするには、家庭裁判所の手続きが必要です。

相続放棄の期限は、原則として相続開始があったことを知った日から3カ月以内です。（民915条）

(2) 相続分の放棄とは

相続分の放棄とは、自分の相続分を放棄することです。

相続分の放棄をすると、その人の相続分は、他の相続人が相続分に応じて取得します。

注意点としては、亡くなった人に債務がある場合、相続分の放棄をしても、債務の負担を免れることはできないことです。

遺産分割協議成立前であれば、いつでも相続分の放棄をすることができます。相続分の放棄をすると、遺産分割協議にかかわらずに済みます。（ただし、遺産分割協議書への署名捺印は必要となります）。

相続分の放棄をするには、特別な手続きは必要ではないのですが、実務面では、「相続分の放棄証書」や「相続分の放棄の通知書」を作成します。

(3) 相続分の譲渡とは（民905条解釈）

相続分の譲渡とは、包括的な相続財産全体に対する持分又は法的な地位の譲渡のことです。

相続分の譲渡は、遺産分割の前でなければ基本的にはできません。実務面では、「相続分の譲渡証書」や「相続分の譲渡通知書」の作成・通知により行います。

《主な特徴》

- ① 他の相続人に対してだけでなく、第三者に対しても行うことができます。
- ② 複数人に譲渡することもできます。
- ③ 相続分の一部のみでも譲渡できます。
- ④ 譲渡は有償でも無償でも構いません。
- ⑤ 他の相続人の同意は不要です。
- ⑥ 債務も譲渡されます。（但し、これはあくまで譲渡当事者の関係においてのことで、譲渡人は相続分の譲渡をもって債権者に抗弁することはできません。）

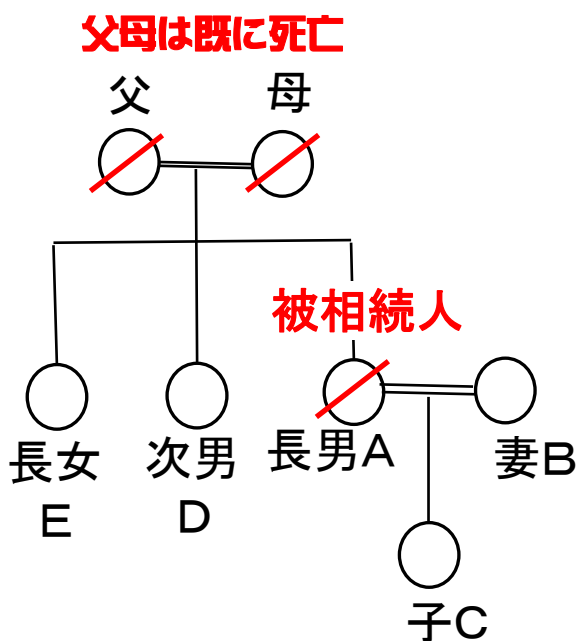
- ⑦ 遺言によって遺産分割方法が指定された財産は相続分の譲渡の対象とはなりません。
- ⑧ 特定遺贈された財産は、相続分ではないので、当然、相続分の譲渡の対象とはなりません。
- ⑨ 寄与分や特別受益も一緒に引き継がれます。
- ⑩ 遺留分侵害額請求権も一緒に譲渡されます。
- ⑪ 遺産分割前に第三者に譲渡したときは、他の相続人はその価格及び費用を償還してその相続分を譲り受けることができる。
(民905条1項)
- ⑫ その他

(4) 比較

項目	相続放棄	相続分の放棄	相続分の譲渡
手続	家庭裁判所への申述 (民938条)	任意(「相続分放棄証書」作成・通知)	任意(「相続分譲渡証書」作成・通知)
期限	相続開始を知った日から3ヶ月以内(民915条)	遺産分割が終わるまで (協議・調停など)	遺産分割が終わるまで (協議・調停など)
効果	当該相続に関して初めから相続人とならなかったものとみなす (民939条)	相続人としての地位を維持したままで、自己の相続分のみを放棄する単独行為	債権と債務とを包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分の移転
相続財産の範囲	被相続人の財産に対する相続権の一切	当該相続人の持分全部	当該相続人の持分の全部または一部
債務の負担有無	無し	有り	当事者間のみ無し (第三者に対抗できない)
遺産分割協議参加	参加不要	参加不要	参加不要

(5) 法的効果に関する比較

父・母は既に亡くなっており、兄弟姉妹は、長男A・次男D・長女Eがいます。長男Aには妻Bと子Cがいます。長男Aが亡くなり、子Cは妻に全財産を相続させようとした場合、①相続放棄、②相続分の放棄、③相続分の譲渡を考えた場合、その効果はどのようなものでしょうか。



- ① 子Cが相続放棄すると、相続順位が次順位相続人に代わる、長女・次男も相続人となってしまいます。
- ② 子Cが相続分の放棄をすると、妻Bに全ての財産が相続されますが、子Cは相続人の地位を維持したままです。債務は負担します。
- ③ 子Cが相続分の譲渡を妻Bにすると、子の相続分は妻Bに譲渡され、当事者間では子Cは債務を負担しない。(但し、債権者等には対抗できない。)

2. 「相続放棄」と「相続分の放棄」及び「相続分の譲渡」の活用

(1) 相続放棄の活用

相続放棄をすると、相続に関しては初めから相続人とならなかったとみなされます。（裁判所への申述が必要）

- ① 活用メリット
 - ・ 相続財産に含まれる債務も引き継がれません。（借金から解放される）
 - ・ 遺産分割協議に参加しなくてもよくなります。（相続の揉め事に関わらなくて済む）
- ② 留意点
 - ・ 全ての相続財産を手放すことになります。

- ・ 相続財産を使用したり処分したりすると放棄が認めれなくなります。
- ・ 一度相続放棄を裁判所に申述し、確定すると取消ができません。
- ・ 相続順位が次順位の相続人に相続順位が回る場合があります。

② 生前贈与後に相続放棄はできるのか

遺産を隠匿したり、売却したり消費したりした場合は、相続放棄をすることはできませんが、生前贈与と相続放棄は、それぞれ全く無関係な制度なので独立して行うことが可能です。

但し、相続税がかかる場合や、債権者を害する目的で生前贈与がなされた場合は取消されることがありますので留意してください。

(2) 相続分の放棄の活用

相続分の放棄は、自分の相続分を放棄する意思表示であり、相続債務についての負担を免れるものではありません。

《 活用する場面としては 》

- ・ 相続債務がなく、相続放棄の期限が過ぎている場合で
- ・ 相続分を譲渡する相手がおらずかつ、譲渡の対価も欲しくない場合及び
- ・ 相続分以上に持戻しが免除されていない特別受益がある場合等があります。

① 活用メリット

- ・ 相続放棄の期間（3カ月）を経過していてもできます。
- ・ 遺産分割協議に参加しなくてもよくなります。（但し、分割協議書に署名押印は必要）
- ・ 相続順位の変更はなく、放棄した相続分は他の相続人に振り分けられます。
- ・ 裁判所への申述等は不要です。

② 留意点

- ・ 亡くなった人に債務がある場合、相続分の放棄をしても、債務の負担を免れることはできません。
- ・ 特定の相続人に相続分を承継させることはできません。
- ・ 遺産分割協議成立後は、相続分の放棄はできません。

(3) 相続分の譲渡の活用

相続分の譲渡は、債権と債務を包括した相続財産全体に対する持分又は法律的な地位を移転することをいいます。ただし、債務の移転については、債権者に対抗できないため、債権者から請求があった場合には、応じざるを得ないこととなります。

《 活用する場面としては 》

- ・ 遺産分割のトラブルに巻き込まれたくない
- ・ 相続人の数が多いため相続分の譲渡を行うことによって当事者を整理したい
- ・ 遺産分割の成立まで長引きそうなので早めに現金がほしい
- ・ 内縁の配偶者や孫など、相続に利害関係の深い第三者に相続分を譲渡することでその第三者を遺産分割に関与させたい

① 活用メリット

- ・ 相続放棄の期間（3カ月）を経過していてもできます。
- ・ 遺産分割協議に参加しなくてもよくなります。
- ・ 相続順位の変更はなく、放棄した相続分は、指定した相続人や第三者に譲渡されます。
- ・ 裁判所への申述等は不要です。
- ・ 相続人のほか、第三者に対しても譲渡できます。
- ・ 相続分の一部でも譲渡でき、また有償・無償でもできます。

② 留意点

- ・ 遺産分割後は相続分の譲渡はできません。
- ・ 遺言によって遺産分割方法が指定されていた財産は相続分の譲渡はできません。
- ・ 寄与分や特別受益も一緒に引き継がれます。
- ・ 遺留分侵害額請求権も一緒に譲渡されます。

3. その他の手続き

相続放棄に類似する手続きとして「特別受益証明書」による方法があります。

(1) 「特別受益証明書」とは

特別受益者が受けた特別受益が、その者の法定相続分以上となる場合には、特別受益者は相続財産から実際に受け取ることで足りる相続分がないこととなります。

このように、特別受益を受けたことにより、実際の相続分がゼロとなる場合、特別受益者が自らに相続分がないことを証明するために作成するのが「特別受益証明書」です。

相続放棄すると負債も相続せずに済みますが、特別受益証明書を作成しても負債は相続してしまいます。借金を相続したくないなら相続放棄をしましょう。

(2) 活用メリット

- ① 特別受益証明書を作成すると遺産分割協議への参加が不要になります。
煩わしい手続きや、もめやすい話し合いから解放されるため、既にもらっている特別受益以外はいらないという場合に活用する手続です。

- ② 特別受益証明書は不動産などの相続登記・名義変更に使用できます。
特別受益証明書は、不動産などについて、法務局で相続登記（名義変更）を行う際に使用することができます。
通常であれば、相続登記を行う際には遺産分割協議書を添付する必要があります。しかし、特別受益者については、特別受益証明書を作成して添付することにより、遺産分割協議書への署名・捺印が不要になります。

(3) 留意点

- ① 債務の負担を免れることはできません。
特別受益証明書は、あくまでも自らに相続分がないことを証明することによって、被相続人の資産を承継しないことになるだけのものです。
仮に被相続人が借金などの債務を負っていた場合、こうした債務は、債権者との関係では、各相続人間で法定相続分に従い、当然に分割承継されてしまいます。
- ② 税金がかかる可能性があります。
特別受益証明書が作成される場合、実際に生前贈与や遺贈があったことが前提となります。当然、その内容に沿った贈与税や相続税の納付をしなければなりません。申告漏れがあると追加で税金の納付を命じられる可能性もあるので、注意しましょう。

- ③ 特別受益がないのに作成すると無効になる場合があります。特別受益証明書は、あくまで「実際に特別受益があった」場合に作成されるものです。実際に特別受益がないにもかかわらず特別受益証明書を書いても、無効になる可能性があります。

安易に「特別受益証明書」に署名・押印することは、税金面での追徴課税の問題や、実際に特別受益が無い場合には、無効となる可能性があるなど、多くの問題点があるので注意しましょう。